

○情報公開規程

(平16規程第25号 平成16年4月1日)

改正 平17規程第9号 平成17年4月1日

平18規程第18号 平成18年8月1日

平18規程第71号 平成19年3月13日

平19規程第67号 平成19年9月21日

平21規程第17号 平成21年7月28日

平21規程第51号 平成22年3月17日

平22規程第49号 平成23年3月29日

平26規程第6号 平成26年5月13日

平26規程第66号 平成27年3月31日

令3規程第73号 令和4年3月31日

令5規程第3号 令和5年6月1日

令5規程第69号 令和6年3月31日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号。以下「施行令」という。）に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）が保有する情報の一層の公開を図り、もって機構の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法又は施行令において使用する用語の例による。

第2章 公開の体制

(情報公開委員会)

第3条 機構に、情報公開委員会を設ける。

2 情報公開委員会は、機構が開示請求を受けた法人文書について、全部開示、部分開示又は全部不開示の決定（以下「開示決定等」という。）の審議及び機構の情報公開に関する事項の審議を行う。

3 情報公開委員会の詳細については、細則に定める。

（情報公開担当課）

第4条 機構の情報公開を担当する課（以下「情報公開担当課」という。）は、研究インテグリティ・コンプライアンス室とする。

2 情報公開担当課以外の部署は、その部署が保有する法人文書についての開示請求や情報提供の依頼があった場合には、情報公開担当課に積極的に協力しなければならない。

（情報公開閲覧室）

第5条 情報公開担当課は、情報提供、開示請求の受付及び開示の実施のため、情報公開閲覧室を設ける。

2 情報公開担当課は、情報公開閲覧室に、情報提供等に必要な設備及び資料等を設置しなければならない。

第3章 開示請求、開示決定等、開示の実施

（開示請求）

第6条 法第4条の規定による開示請求書は、情報公開担当課で受け付けるものとする。

2 開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

（関係部署への通知）

第7条 前条の規定により開示請求を受け付けたときは、情報公開担当課は、開示請求を受けた法人文書を保有する部署（以下「所管課室」という。）に対して、開示請求を受けた旨通知しなければならない。

（開示案の作成）

第8条 前条の規定により通知を受けたときは、所管課室は、情報公開担当課と協議の上、法第5条に規定する不開示情報を除いた開示すべき記録媒体の案を作成し、情報公開委員会に附議しなければならない。ただし、法人文書の全部を開示する場合で、かつ、開示することにつき疑義が生じない明確なものである場合には、この限りでない。

(開示決定等)

第9条 前条の規定により情報公開委員会が附議を受けたときは、情報公開委員会は、法の趣旨に則り、速やかに開示決定等の審議を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、前項の結果を受け、速やかに開示決定等を行わなければならない。

(開示の実施)

第10条 機構は、法人文書の開示の実施方法については、法及び施行令に定めるもののほか、開示の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

2 情報公開担当課及び所管課室は、開示の実施にあたっては、開示請求者の便宜を図るよう努めなければならない。

(手数料)

第11条 機構は、法第17条第1項の規定により、開示請求に係る手数料（以下「請求手数料」という。）又は開示の実施に係る手数料（以下「実施手数料」という。）を開示請求者又は法人文書の開示を受ける者に求めることができる。

2 請求手数料及び実施手数料については、規則で定める。

3 機構は、法第17条第3項の規定により、前項の実施手数料を減額し、又は免除することができる。

第4章 開示請求者等からの審査請求等

(開示請求者等からの審査請求)

第12条 機構は、法第18条第1項の規定により、開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服のある者（以下「審査請求人」という。）から審査請求を受けたときは、情報公開委員会を直ちに開催し、当該審査請求に係る対応について審議しなければならない。

2 理事長は、前項の審議に基づき、速やかに当該審査請求に係る対応についての決定を行わなければならない。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第13条 前条第2項の決定が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、機構は、法第19条第1項に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る法人文書の全部を開示することとする場合(当該文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定により諮問した場合、機構は、法第19条第2項各号に定められた者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(裁決)

第14条 機構は、前条の規定により諮問した審査請求につき、情報公開・個人情報保護審査会から答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。

2 機構は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合には、法第20条が準用する法第14条第3項に規定する手続を行うものとする。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る法人文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 補則

(法人文書の管理)

第15条 機構は、機構の保有する法人文書を適正に管理しなければならない。

2 機構が保有する法人文書の管理については、法人文書管理規程(平22規程第48号)に定める。

(補則の制定)

第16条 この規程に定めるものの他、この規程を実施するに当たって必要な事項は、規則、細則及び業務マニュアルで定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平17規程第9号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平18規程第18号)

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平18規程第71号）

この規程は、平成19年3月13日から施行する。

附 則（平19規程第67号）

この規程は、平成19年9月21日から施行する。

附 則（平21規程第17号）

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平21規程第51号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22規程第49号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平26規程第6号）

この規程は、平成26年5月15日から施行する。

附 則（平26規程第66号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令3規程第73号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令5規程第3号）

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令5規程第69号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。